

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年8月29日

分任支出負担行為担当官
釧路空港事務所長 堀田 哲孝

1. 工事概要

- (1) 工事件名
釧路CCS遠方伝送装置設置工事
- (2) 工事場所
釧路空港事務所（北海道釧路市鶴丘2-260）
- (3) 工事内容等
入札説明書及び仕様書による
- (4) 工期
契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和05・06年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされた東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和4年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者（共同企業体にあつてはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官釧路空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒084-0926 北海道釧路市鶴丘2-260
東京航空局釧路空港事務所総務課
TEL 0154(57)6281
FAX 0154(57)5446

(2) 入札説明書の交付方法

本日より令和5年9月11日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から17時00分までの間に、縦覧に供するとともに、無償で交付（貸与）するので、入札参加を希望する者は、入札説明書の交付を必ず受けること。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、東京航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和5年9月12日 14時00分まで

提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

下記(5)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

(5) 開札日時及び場所

令和5年10月2日 13時30分 釧路空港事務所1階会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官釧路空港事務所長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げ

る事項を満たしていなければならない。

(5) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

件 名：釧路CCS遠方伝送装置設置工事

発注概要：

本工事は、北日本空域統合に伴い当該業務に必要なCCS遠方伝送装置の設置を行うものである。詳細は仕様書による。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官釧路空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 東京航空局から受注した「電気通信工事業」の工事のうち、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に完成した全ての工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。ただし、工事成績評定通知書を受けていない場合、又は東京航空局から受注した当該実績がない場合はこの限りではない。

(2) 元請けとして、平成20年4月1日以降公告日までに完成した次に掲げるいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%未満のものを除く。

a) 航空機監視用のレーダー施設、航空交通管制業務に係る管制塔施設（CCSⅡ：管制部又は空港事務所設置の管制官卓）、ILS施設のいずれかの施工実績を1件以上有すること。ただし、撤去工事は除く。

b) 飛行場管制業務、航空管制運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務又は対空援助業務に係る通信制御装置（CCSⅢ：CCSⅡ以外の管制卓）、VOR/DME（若しくはTACAN）施設のいずれかの施工実績を1件以上有すること。ただし、撤去工事は除く。

c) A/G又は、NDBの施工実績を1件以上有すること。ただし、撤去工事は除く。

d) 航空保安用の電気通信工事、空港場周警備設備、空港海上警備設備、空港防護設備、航空安全推進ネットワーク、保安防災指令装置の施工実績、又は、上記a)、b)、c)に掲げる施設の撤去工事の実績を2件以上有すること。

(3) 次に掲げる基準を満たし、建設業法に定める主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任の要否は関係法令によるが、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

① 上記(2)に示す要件を満たす工事の経験（a）～c）は1件以上、d）は2件以上）を有する者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者（通）資格を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

※主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合において、専任を要しない期間は、以下のとおりとする。

○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

○ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により完成検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、完成検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

(4) 上記(2)及び(3)で申請する工事实績が国土交通省発注工事に係る実績である場合にあつては、工事成績65点未満を除く。